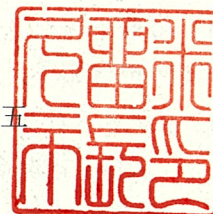


久留米市公共施設太陽光発電設備等導入事業の公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

久留米市公共施設太陽光発電設備等導入事業について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 6 年 9 月 26 日

久留米市長 原口 新五



1 事業の概要

- (1) 事業名 久留米市公共施設太陽光発電設備等導入事業
- (2) 事業内容 リース方式により公共施設に太陽光発電設備等（以下「設備」という。）を導入する。
※詳細は「久留米市公共施設太陽光発電設備等導入事業仕様書」のとおり
- (3) 事業期間 基本協定締結日からリース期間終了日まで

2 事業費 非公表

3 参加資格

1の事業に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 参加申込者（本店又は支店等）の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。ただし、その所在地が福岡県外である者を除く。
 - ・久留米市…県税及び市税
 - ・福岡県内の久留米市以外の市町村…県税
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員である者でないこと
- (8) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 - ア 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
 - イ 電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種、第二種または第三種電気主任技術者

4 選考方法

上記3の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等の書面審査を行い、その内容を久留米市公共施設太陽光発電設備等導入事業プロポーザル審査委員会において評価し、候補者の選定を行う。

5 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒830-0042 久留米市荘島町375番地

久留米市環境部環境政策課（担当 佐々木、山部、皆）

電話 0942-30-9146

ファクシミリ 0942-30-9715

電子メールアドレス kansei@city.kurume.lg.jp

(2) 実施要項等の交付

実施要項、仕様書等の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和6年9月26日（木）から10月7日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土日祝日を除く。

イ 交付場所

上記5（1）に同じ。（市ホームページでもダウンロード可）

(3) 質問期限及び回答

ア 質問方法

質問書（様式2）を添付した電子メールで行い、受信確認の電話連絡を行うこと。

イ 質問期限

令和6年10月25日（金）17時

ウ 回答方法

次の期限までに、質問書に記載したメールアドレス宛に電子メールで回答するとともに、質問の趣旨及び回答のみ市ホームページにて公表する。

回答期限 令和6年10月30日（水）

(4) 参加資格審査書類及び企画提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、実施要項、仕様書、久留米市契約事務規則及び関係法令等の各規程を理解した上で、次に掲げる提出書類を提出すること。

ア 参加資格審査書類 ※オ) 及びカ) は参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る

ア) 参加申込書(様式3) 1部

イ) 参加資格に係る申立書(様式4) 1部

ウ) 役員等調書及び照会承諾書(様式5) 1部

エ) 委任状(支店等に参加手続き等の委任を行う場合) (様式6) 1部

オ) 登記事項証明書(全部証明書) 1部

カ) 納税等証明書(国税、都道府県税、市町村税) 1部

キ) 共同事業体結成予定書兼委任状(様式13)(共同事業体で応募する場合のみ) 1部

イ 企画提案書等

次のア)、イ)を含む企画提案書

ア) 企画提案書(様式8~様式11)

イ) 価格提案書(様式12)

[納税等証明書]

申請者区分に従って証明を提出。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

| 所在地区分 | | 税区分 | | 納税等証明書 |
|------------|------------|-------|------------------------|------------------------|
| | | | 税目 | 法人 |
| 市外 (県外) | | 国税等 | 法人税、所得税、消費税及び地方消費税 | 国税に未納がない証明(納税証明書その3の3) |
| | 市外 (県内) | 福岡県税 | 法人事業税、個人事業税 | 福岡県税に未納がない証明 |
| 市内 | | 久留米市税 | 法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税 | 久留米市税に滞納がない証明 |

(例1:市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2:県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

(5) 提出場所 上記5(1)に同じ。

(6) 提出方法

持参又は郵送による。郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法による。

(7) 提出期限

ア 参加申込書等 令和6年10月7日(月)17時まで(必着)。

イ 企画提案書等 令和6年11月11日(月)17時まで(必着)。

(8) 審査結果通知

企画提案書等の書類審査を行った全ての者に対し、審査結果を通知する。

(9) 失格となる場合

企画提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

- ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ その他仕様書を満たさない提案であった場合

6 その他

- (1) 本事業は、事業を開始する各年度の当初予算成立及び交付金の交付を前提とした事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。したがって久留米市議会において当初予算が成立しない場合は、契約は締結せず業務の見直しを検討するものとする。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本事業を実施するために支出した費用、提供した知見の対価等については一切補償しない。
- (2) 詳細は、実施要項、仕様書によるため、参加希望者は必ず確認すること。